

(全国ビルメンテナンス協会回答書)

質問1. パート労働者への社会保険適用のあり方について

パート労働者に対して現行制度を変更し、社会保険の範囲を適用拡大することについて、労使双方にとって必要性は認められないと考えます。

なぜならば、労働する側にとって特に国民年金第3号被保険者の負担は、極めて大きくなり、働き方の多様性を損なうことが憂慮されます。

一方、使用者側であるビルメンテナンス業は、労働集約型産業であり、雇用する全体の労働者数は105万人あまりであり（出典：厚生労働省発表「労災保険収支総計」による）そのうち、非常勤労働者は約60%あまりの63万人と推計します。パート労働者を多数雇用しているビルメンテナンス業において昨今の経済情勢の悪化している状況からも到底、利益があるものとは認められず、かえって解雇、雇用整理などを行わなければならない状況が近い将来において現出することが予想されます。

また、少なくとも現行の社会保障制度が万全ではないという認識に立って考えても、非常勤労働者を多数雇用している社会保険の適用拡大に併せて国民年金第3号被保険者の認定基準を見直すことには強く反対します。

質問2. パート労働者の就業実態・雇用管理の実態について

質問への回答期間が短く正式な調査に基づく回答はできませんが、当協会が毎年実施している実態調査によりますと1社あたりの常勤従業員数が127.1人となり、パートタイマーは200.8人となっております。さらに、パート労働者の週間労働時間別構成比でみると、週20時間未満が46.3%、20時間以上30時間未満が38.4%、30時間以上が15.3%と言う結果になっております。このようにパート労働者が常勤従業員よりも割合として多いビルメンテナンス業界では、保険料の負担が増大することは、企業活動の維持に直結することとなり、質問1と同様にパートタイマーの削減や厚生年金の対象外（週20時間未満）へシフトしていくものと思われます。

質問3. 適用拡大による雇用・企業経営への影響

適用拡大に伴い、雇用・企業経営が受ける影響としてモデル企業における負担の増加を試算しますと以下のとおりとなります。

●モデル企業

全社員数 1,241 名

<内訳>

社会保険加入者…607 名

新規加入者……535 名 ※1

差引未加入者……99 名

平成 23 年度社会保険料	174,144 千円
新規で年間の会社負担による社会保険の増加分	<u>75,640 千円</u> (増) ※2
社会保険の負担増加率	<u>44%</u>

※1 新規加入者の要件として週労働時間を 20 時間以上 30 時間未満とした場合

※2 積算根拠

2 等級 標準報酬月額	68,000 円
イ) 健康保険料 (介護保険含む)	3,740 円
ロ) 厚生年金保険料	8,042 円
イ) + ロ) × 535 名 × 12 ヶ月	75,640 千円

質問4. 適用拡大による影響を緩和する方策

適用拡大が不可避であり、労使ともに負担を強いる方策を採用しなければならないと仮定した場合、少なくとも激変緩和を含めた十分な移行期間が必要であると考えます。現在、ビルメンテナンス業界の成長率は全国平均でマイナス 0.8%となっており (出典: 第 41 回実態調査より)。現状の状態が続く限り一定期間、具体的には複数年に渡る日時が必要であります。

以上